

新民法における会社形態に関する規則の主な変更点

2014 年 3 月

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）
ブダペスト事務所

進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

目次

1. はじめに	1
2. 会社形態に関する変更点	1
3. 合名会社と合資会社	1
4. 有限責任会社	1
5. 株式会社	1
6. 一時的に施行される規定	2
7. 会社手続に関連する主な変更点	2
8. 外国の企業によるハンガリーの支店ならびに駐在員事務所	2

本報告書の利用についての注意・免責事項

本資料は、ジェトロ・ブダペスト事務所が独自に収集しました情報をベースに、Ormai és Társai CMS Cameron McKenna LLP より提供いただいた情報を参考にとりまとめ・更新しました。ご協力いただきました方々には厚く御礼申し上げます。内容は随時更新しておりますが、ご不明な点、誤字脱字等ありましたらご連絡いただきますようお願いいたします。なお、本資料はあくまでも参考資料です。ご利用の際は最新の情報を専門家に確認されることをお勧めします。

本資料に掲載されている情報利用の採否はお客様の判断によります。お客様が情報利用によって生じた結果について、万一、お客様が直接、間接に関わらず不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切責任を負いません。

本報告書にかかる問い合わせ先：

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)
進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課
E-mail: OBA@jetro.go.jp

ジェトロ・ブダペスト事務所
E-mail: HUB@jetro.go.jp

JETRO

新民法における会社形態に関する規則の主な変更点

1. はじめに

本レポートでは、民法 2013 年度第 5 法(以下「**新民法**」)で変更された会社形態の変更点について簡単に紹介する。

2. 会社形態に関する変更点

新民法においても有限責任会社(Kft.)、株式会社(Rt.)、合資会社(Bt.)、合名会社(Kkt.)の 4 種の会社形態が認められている。

3. 合名会社と合資会社

合名会社、合資会社の規定は既存の規定と同様である。

4. 有限責任会社

①資本金の最低額の変更

新民法により最低資本金が 300 万フォリントに引き上げられた。新民法施行前に登記申請した有限責任会社で、資本金が 300 万フォリント未満の場合は 2016 年 3 月 15 日までに増資するか、社員総会で新規定に抵触しない会社組織に改正するか決議しなければならない。

②現金資産の出資

登記申請の提出の際は出資金の支払いは資本金の半分以下でもよい。また、残りの出資金の払い込み期限を 1 年以上後にすることもできる。しかし、登記された日から数えて 1 年以上経過しても出資金の払い込みが完了していない場合、支払いを済ませるまで配当金支払の規定により配当金を受け取ることができない。

③現物出資

現物出資が資本金の 50%未満の場合は、設立時に拠出していない分を登記後 3 年以内に拠出すればよい。現物出資が資本金の 50%以上の場合は、登記申請を提出するまでにすべてを拠出しなければならない。

④取締役の措置に対する抗議

有限責任会社に複数の独立した代表権を有する取締役員がいる場合、すべての取締役は計画中、またはすでに実施されている措置に対し抗議する権利がある。抗議は社員総会で審査され、社員総会の決議が出るまで計画されている措置は実施できない。

⑤単独出資企業

単独出資企業での役員と交わされる契約書は、公文書ならびに公証役場などで証明された形で作成された私文書を保管しなければならない。単独出資企業の場合、登記申請の提出までに 10 万フォリントを支払うことで申請できる制度はなくなった。

5. 株式会社

①公開運用による株式会社の設立

公開運用による株式会社は、非公開式株式会社を公開運用式に変更する場合のみ設立可能。

②電子化ならびに印刷された株

非公開運用の株式会社の場合、電子化により発行された株を印刷した株式に変更することができる。

③現金出資

現金出資額は設立時における資本金の 30%以下にはできない。

④現物出資

現物出資額が資本の 25%より少ない場合、会社が登記されてから 3 年(これまでは 5 年)以内にすべてを会社に拠出しなければならない。現物出資額が資本の 25%より多い場合は、登記申請書の提出までにすべてを拠出しなければならない。

⑤自己資本に関する各規定の変更点

会社の資本の 25%未満まで、本人が拠出した資本分の株式を取得することができる。しかし、所有する株式の価値が確定した際、株式会社の所有者として株式会社に直接ならびに間接的に影響のある法人所有の株価についても、影響を与えない適正な基準を保つよう考慮する必要がある。株式会社の所有している株は、株の所有者が株式会社のために取得、保有していることについても考慮する必要がある。

⑥償還可能な株

新民法では、現行の 10%に代わり元本の 20%を超えない基準まで償還が可能になる。

⑦増える発行可能な株の種類

新民法では定義していなかった株の種類ならびに株の等級も発行可能になる。

6. 一時的に施行される規定

新民法が施行された際に登記済み、または登記中にある会社は新民法が施行されてから最初の最高機関による総会で、民法の規定に沿って今後の会社形態をどのようにするか決議し、合資会社ならびに合名会社は 2015 年 3 月 15 日まで、有限会社ならびに株式会社は 2016 年 3 月 15 日までに登記裁判所へその決議を提出しなければならない。民法規定の限度を超えている定款を有する会社は、上記の総会で新民法の規定に沿うよう調整した定款に変更する義務がある。その義務は、会社法 2006 年度第 4 法(以下「会社法」)の規定を参照しているが、他の理由により定款の変更が不要であった会社にも適用される。決議までそれぞれの会社は会社法の規定を適用しなければならない。

上記の決定は、印紙代ならびに開示費用の支払いをせずに登記裁判所に提出でき、引き続き登記変更を申請できる。ただし、その際添書した定款の変更は新民法の規定に沿って調整されたか、もしくは民法の逸脱から許容された規定を適用した変更内容であることが条件となる。

7. 会社手続に関連する主な変更点

- 設立後に投資させなければならない資産保証を持ち出す場合は、上級役員が登記裁判所に報告しなければならない。
- 2014 年 7 月 1 日以降、電子メールアドレスの登録が必要となった。このため、会社データの変更を行う際には報告する義務がある。新民法の規定に合わせた会社形態に変更するには、決議と必要に応じて定款の変更届けも一緒に提出する必要がある。この変更の申請は印紙代等追加の費用なく登記裁判所に提出できる。

8. 外国の企業によるハンガリーの支店ならびに駐在員事務所

今後もこのような会社の設立は可能である。これらの会社に関する法規定は変わらない。

Regulations used for the preparation of the report:

Act V. of 2013 on the Civil Code (effective from 15 March 2014)

Act IV. of 2006 on Business Associations (effective until 15 March 2014)